

## 日本国政府及びアメリカ合衆国政府による自動車及び自動車部品に関する措置

### I. 目標及び一般政策

- A. 1993年7月10日の日本国政府及びアメリカ合衆国（以下「合衆国」という。）政府の首脳による「日米間の新たな経済パートナーシップのための枠組みに関する共同声明」により設置された新たな経済パートナーシップのための枠組み（以下「枠組み」という。）は、市場開放及びマクロ経済分野の措置を通じて競争力のある外国の製品及びサービスのアクセス及び販売を相当程度増大させ、投資を増加させ、国際的競争力を増進させるとともに、日米二国間の経済面での協力を強化するため、構造的及び分野別の問題を取り扱うことを目標としている。
- B. 日本国の自動車及び自動車部品分野に関し、この目標を達成するため、日本国政府及び合衆国政府は、日本国にある日本企業による外国製部品の購入、及びその海外進出工場を通じた外国製部品の購入を相当程度拡大すべく販売機会を相当程度拡大すると同時に、市場アクセスに影響を与える問題を除去し、外国製自動車及び自動車部品の日本国への編入を奨励することを目的として、それぞれ、この文書「日本国政府及びアメリカ合衆国政府による自動車及び自動車部品に関する措置」（以下「本措置」という。）に記載された措置を実施することを決定した。
- C. この文書に記述されたすべての措置（規制の変更に係る措置を含む。）は、それぞれの国に適用可能な法令及び国際法に合致してとられるものとする。
- D. 日本国政府及び合衆国政府は、自動車製造業者、自動車部品業者及び自動車販売業者が、資本提携に基づいた外国企業に不利になるような差別のない、自由で開かれた競争の原則に基づいて供給者を取り扱うべきであることを確認する。
- E. 日本国政府及び合衆国政府は、「本措置」の中の全ての措置（II.A.及びIV.B.を含む）が最恵国待遇に基づいてとられるという原則を含め、枠組みの諸原則を再確認する。この点に関して、日本国政府は、いかなる第三国に対しても同様の措置をとる用意がある。

### II. 日本国における輸入奨励措置及び外国車の対日市場アクセス促進措置

#### A. 外国車販売市場アクセスプラン

1. この外国車販売市場アクセスプラン（以下「本プラン」という。）の目的は次のとおり。
  - a. 日本国における開かれた競争的な自動車流通制度を支持する日本国の自動車製造業者の方針を明らかにすること。

- b. 競合外国車を取り扱うことに伴う結果について日本国の自動車販売業者が抱いている懸念を除去すること。
  - c. 外国の自動車製造業者と日本国の自動車販売業者との間の接触を促進すること。
  - d. 日本国における市場機会を引き読み追求するように外国企業を奨励すること。
2. 日本国政府は、日本国における開かれた競争的な自動車流通制度を促進するために努力するとの加盟企業の意向を明示した。1995年6月28日の日本自動車工業会（JAMA）の声明を歓迎し、支持する。
3. 日本国政府は、以下確認する日本国の自動車製造業者による1995年6月28日の声明を歓迎し、支持する。
- a. すべての販売業者は、自由に競合自動車を販売することができ、単数又は複数の競合自動車を販売するとの販売業者の決定が当該販売業者にとって日本国の自動車製造業者との継続的關係に関する懸念事項となるべきではない。
  - b. 販売店契約に從來存在していた競合自動車の取扱いに関するすべての事前協議要求条項は除去されている。
  - c. 日本国の自動車製造業者は、日本国における開かれた競争的な自動車流通制度を支持する。
4. 日本国政府は、自由に日本自動車販売協会連合会（JADA）を通じて最大手自動車販売業者によって出された、競争的な条件及び製品を提供する。外国自動車製造業者と独立のフランチャイズ契約を締結するとのそれらの販売業者の意向を公表した1995年6月28日の声明を歓迎し、支持する。
5. 日本国政府は、自由に競合自動車を販売できることを特に JADA の加盟企業に書面で通知する。日本国政府は、その通知に日本国の公正取引委員会によって1991年7月11日に公表された「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針」（以下「ガイドライン」という。）のうち、流通業者の競合製品取扱いについての直接又は間接の制限を含めて、自由で公正な競争を、阻害して独占禁止法に違反するおそれのある種類の行為を記述した次の条項を添付する
- 第1部の第4:2、シャポー、ポイント4及び注7、8、9。（取引先事業者に対する自己の競争者との取引の制限）
  - 第2部の第2:2、第1号及び2号（すなわち（1）と（2））並びに注4及び5。（流通業者の競争品の取扱いに関する制限）
- JADA 加盟企業に対する日本国政府の通知は、添付のガイドラインが自動車製造業者と販売業者の關係に適用されることを指摘する。その通知は、日本国の自動車販売業者を含め

たいかなる者も独占禁止法違反の疑いのある行為を公正取引委員会に報告できることも指摘する。その通知は、上記の報告の秘密が厳守され、匿名で報告することもできることを販売業者に知らせる。

6. 日本国政府及び合衆国政府は、それぞれ、パラグラフ 7.の措置を採るため適当な政府連絡担当者を指定する。さらに、日本国政府は、日本国の各自動車製造業者がパラグラフ 7.に明記された販売業者—製造業書関係の諸相の管理を担当する適当な上級役職者を選任したことに留意することを喜ばしく思う。両政府は、関係者の要求があったときには企業及び政府連絡担当者の名称及び電話番号を提供すること、さらに、合衆国政府は、米国の各自動車製造業者が日本車の販売業者—製造業著聞関係の諸相の管理を担当し、パラグラフ 7.の措置を講じる適当な上級役職者を選任したことに留意することを喜ばしく思う。

7. 日本国政府は、外国の自動車製造業者がフランチャイズ契約その他の流通取決めを求めるときには日本国の企業連絡担当者及び／又は政府連絡担当者に連絡することができることに留意することを喜ばしく思う。

a. 日本国政府は、外国自動車製造業者が要求したときには、日本国の企業連絡担当者が以下のことを行うことに留意することを喜ばしく思う。

i. 外国製造業者が明示した各販売業者に対して、販売業者が外国の自動車製造業者と流通取決めを自由に締結することができ、競合車を販売するとの販売業者の決定がその販売業者にとって日本国の自動車製造業者との継続的關係に関する懸念事項とはならないことを含め、日本国の製造業者の企業方針を面会し説明する。

ii. 日本国の製造業者との継続的關係について販売業者が抱く疑問又は懸念に回答する。

iii. 苦情の事実的な根拠を検討し、社内の独占禁止法遵守プログラムに従って適当な措置を講じる。

b. 日本国政府の連絡担当者は、

i. 外国の自動車製造業者又は日本国の自動車販売業者が要求したときには、日本国の販売業者は競合自動車を自由に販売できることを確認する。

ii. 外国の自動車製造業者又は日本国の自動車販売業者が要求したときには、上記パラグラフ 5.で言及された書簡及び附属文書を販売業者に再配布し、販売業者が独占禁止法に違反する疑いのある行為を公正取引委員会に報告できることを指摘する。

iii. 独占禁止法に違反する慣行の存在を示す情報がある場合には、公正取引委員会が適当とみなす措置を講じることができるよう、公正取引委員会に情報を提供する。

- iv. 外国の自動車製造業者又は日本国の自動車販売業者が要求したときには、本プランの目的を支援する他の適当な措置を講じる。
- c. 合衆国政府は、日本国の自動車販売業者が要求したときには、米国の自動車製造業者連絡担当者が以下を行うことに留意することを喜ばしく思う。
  - i. 販売業者が米国の自動車製造業者の製品の流通を開始する条件を確認する。
  - ii. 競争的条件及び製品を含めて米国の自動車製造業者の販売店取決締結方針について販売業者が抱いている疑問又は懸念に対応する。
- d. 日本国の自動車販売業者が要求したときには、合衆国政府の連絡担当者は、
  - i. 米国の自動車製造業者連絡担当者の名前及び電話番号を提供する。
  - ii. 日本国の自動車販売業者と米国の自動車製造業者の会合を促進する。
  - iii. 米国の自動車製造業者及び製品に関する適当な情報を提供する。

8. 両政府は、日本国の自動車販売業者及び外国の自動車製造業者が本プランを使用するように義務づけられてはならず、日本国の法令及び国際ルールに合致した方法で選択するなんらかの手段によりフランチャイズ契約その他の流通取決めを結ぶことができることを確認する。

## B. 日本国政府により執られる措置

1. 日本国政府は、自動車登録情報の提供について外国製自動車製造業者から運輸省に対し申請があった場合には、同情報を量、詳細さ及び質の面を含めて日本国の自動車製造業者と同一条件で外国の自動車製造業者に提供する。日本国政府は、登録情報の提供手続の透明性が確保され続けることを確認する。また、運輸省は、外国の自動車製造業者が手続を利用できるようにするためそれらの手続に関する質問に対し早急に回答する。
2. 日本国での外国車の開発、流通及びマーケティングを支援するために、日本国政府は、次のことを行う予定である。
  - a. 日本貿易振興会（JETRO）に対して以下の活動に関する財政支援を行う。
    - i. 東京、大阪、名古屋、札幌、福岡その他の日本国の都市における外国車の展示会。
    - ii. 空港及び鉄道駅といった公共の場所で外国車の長期展示。

iii. 東京、大阪、名古屋、札幌及び福岡における潜在的な顧客のための試乗会。

iv. 外国車の取扱いに関する基本的情報を国内販売業者に提供するセミナー。

JETRO は、要求があったとき及び必要に応じて、関係機関及び外国企業と協力して、a. に掲げる活動を実施することを期待されている。

b. 外国車の輸入を促進し、日本国における製造、販売及び研究開発施設の設置を促進するために、以下を含む広範囲の財政的奨励措置を講じる。

i. 外国企業が自動車を含む外国製品の対日輸入及び販売を促進する販売拠点を日本国に設立するときに、検査及び製品特徴の改善に関する施設の建設及び整備といった活動に低利貸付金を提供することを目的とした日本開発銀行の輸入促進融資。

ii. 製品の輸入を拡大するための資金を提供する日本輸出入銀行の製品輸入融資。

iii. 輸入品の販売を拡大するために必要とされる融資を提供する中小企業金融公庫及び国民金融公庫の輸入販売を促進するための貸付金。

### C. 合衆国政府により執られる捨置

1. 合衆国政府は、米国車の対日輸出を拡大するための支援を米国の自動車製造業者に対し提供する。特に、合衆国政府は以下の措置を講じる。

a. 米国の自動車製造業者の日本国のモーター・ショーへの参加を支援する。

b. 米国の自動車製造業者が引き続き対日輸出拡大努力を行うよう奨励する。

c. 自動車の対日輸出を拡大するためのその他の適当な政府支援を与える。

2. 合衆国政府は、競争的な条件の下での競争的製品の提供を引き続き増大する米国の製造業者の継続的努力を支援する

## III. 日本国における日本企業による及びその海外進出工場を通じての外国製部品購入を拡大するための措置

### A. 日本国政府により執られる措置

1. 日本国の自動車製造業者と自動車部品供給者と中間の関係を促進するために、日本国政府は、日本国の自動車製造業者の以下の活動を支持する。

- a. 外国における研究開発（”R&D”）、設計、エンジニアリング並びに供給者支援及び援助能力を拡大する活動。
  - b. 資本系列に基づく不利な差別なしに、日本国及び供給者が配置されている他の国における供給者の販売機会を拡大する活動。
  - c. 公正で、競争的で、透明で、非差別的な手続を通じて、日本国における外国部品供給者及び外国における部品供給者に対して引き読みデザインイン及び調達プロセスを開放する活動。
2. 外国自動車部品の対日輸入を支援するために、日本国政府は以下のことを行う予定である。
- a. 日本貿易振興会（JETRO）に対して以下の活動に関する財政支援を行う。
    - i. 外国の自動車部品供給者と日本国の一自動車製造業者との間の取引を促進するため及び日本国の消費者を外国の補修製品に馴染ませるために、東京、大阪、名古屋、札幌、福岡その他の都市で外国自動車部品の展示会を開催する活動。
    - ii. 外国自動車部品技術者に対する日本自動車製造業普及及び第一次自動車部品供給者によるデザインイン訓練を促進する活動。
    - iii. 日本国の自動車関連産業と外国の自動車部品供給者との間の関係を促進及び拡大するための自動車部品会誌を後援する活動。
    - iv. 外国の自動車部品供給者の自動車部品売込み使節団を援助する活動。

JETRO は、要求があったとき及び必要に応じて、関係機関及び外国企業と協力して、a. に掲げる活動を実施することを期待されている。

- b. 外国自動車部品の輸入を促進するために、以下を含む広範囲の財政的奨励措置を講じる。
  - i. 外国企業が自動車部品を含む外国製品の対日輸入及び販売を促進する販売拠点を日本国に設立するときに、検査及び製品の特徴の改善のための施設の建設、整備等の活動に低利貸付金を提供することを目的とした日本開発銀行の輸入促進融資。
  - ii. 製品の輸入を拡大するための資金を提供する日本輸出入銀行の製品輸入融資。
  - iii. 輸入品の販売を拡大するために必要とされる融資を提供する中小企業金融公庫及び

国民金融公庫の輸入販売を促進するための貸付金。

## B. 合衆国政府により執られる措置

1. 合衆国政府は、日本国の自動車製造業者に対する米国自動車部品の販売及び日本国の海外進出自動車製造業者に対する米国自動車部品の販売を促進するための活動に関して米国の自動車部品供給者及び適当機関に支援を提供する。
2. 合衆国政府は、適当な措置を通じて製品や競争力の継続を促進するための米国の自動車部品供給者の活動に支援を提供する。
3. 合衆国政府は、米国の自動車部品供給者に対して引続き競争的条件に基づいて競争的製品を提供するよう奨励する。

## IV. 日本国政府による規制の改正

### A. 自動車補修部品市場における日本国政府の手續

#### 一般原則

1. 日本国政府は、以下の措置の十分かつ効果的な実施を通じて、自動車補修部品市場の規制緩和を開始する。これらの規制緩和措置の目的は、適切な自動車の安全・環境水準を維持しつつ、日本国の自動車補修部品市場において競争力のある外国の部品供給者の市場アクセスを改善することである。
2. 以下の個別の措置に加え、日本国政府は、自動車補修部品市場に影響を及ぼす規制を引き続き見直し、自動車補修部品市場における市場アクセスを改善するため、外国の自動車製造業者及び部品供給者が提出する要望を可能な限り早く評価し、回答する。

#### 分解整備用件（重要保安部品要件）の緩和

3. 日本国政府は分解整備の行政上の定義に関し、次の措置を実施する。道路運送車両法第64条第1項により、分解整備については、認証工場又は指定工場で整備が行われない場合には、運輸省による検査を受けなければならない。分解整備の定義は、運輸省により行政的に規定されており、それには、以下の7種類の自動車部品系統、すなわち、エンジン系統、動力伝達系統、走行装置系統、操舵装置系統、ブレーキ装置系統、緩衝装置系統及び連結装置系統のうち1系統以上の取り外しを伴う部品の交換作業が含まれている。なお、分解整備の定義に当たらない部品の交換は、運輸省による分解整備検査を受けることを必要とせず誰でも行うことが可能である。
  - a. 日本国政府は、自動車の整備を認証工場で受けるのか又はその他の整備工場で受ける

のかについての合法的な選択肢に関する日本の消費者、整備事業者、内外の部品供給者の理解を改善するため、分解整備の定義の透明性を向上させる。これに関し、

- i. 附属書Aは、通常行われる部品交換作業の分解成否の定義の下での現況を示す。
  - ii. 関係者から要求があったときは、運輸省は、原則として 30 日以内に、関係者に対して個別の部品交換作業か分解整備の意義の範囲内にあるかどうか知らせるとともに、整備事業者、部品卸売商及び小売り商に対してもこれを周知することとする。要求が文書で提出され、かつ、文書で回答するよう要求される場合には、運輸省は、文書により回答する。
- b. 日本国政府は、分解整備の定義について広汎かつ十分な見直しを行う。見直しの目的は、安全確保及び環境保全の観点から、定義に含む必要がないすべての部品交換作業を分解整備の定義から除くことにより、日本国における自動車整備の選択肢を最大限増やすことである。見直しは、1995年8月23日から1年以内に完了する。
- c. 見直しにおいて、日本国政府は定義から除外されることとなる部品交換作業をそれぞれ特定し、また、ある部品交換作業を定義から除外することについて決定した場合には、早急に部品卸売商、小売り商、指定・認証工場その他の整備工場に対し個々の決定を周知する。この点に関し、日本国政府は、ショックアブソーバー、ストラット、パワーステアリングシステム及びトレーラーヒッチを1995年8月23日から2か月以内に分解整備の定義から除外することに留意することを喜ばしく思う。
- d. 日本国政府は、見直しを行う際に、パラグラフ b. にある見直しの目的を十分踏まえ、自動車技術の進歩、見直し対象の特定の部品の交換及び検査に関する諸外国の規制並びに内外の部品企業を含む関係機関から提出された要求及びコメントに対し適切な考慮を払う。
- e. 日本国政府は、分解整備の定義に関する要求及び苦情の窓口を運輸省に設け、要求及び苦情があった場合には、原則として1か月以内に回答するような手続を確立し公表する。回答が申立者にとって不服なものである場合、運輸省は、回答の理由を個別具体的に明示するとともに、回答の見直しを要求する機会を提供する。要求及び苦情は、口頭又は文書により提出することができる。要求及び苦情が文書で提出され、かつ、文書で回答するよう要求された場合には、運輸省は文書により回答する。回答の見直しは、見直しの要求から原則として1か月以内に完了する。要求及び苦情に関連する文書並びに資料は、申立者の合意があれば公開する。

#### 認証工場及び指定工場の規制緩和

4. 日本国政府は、新規に認証工場及び指定工場となるための機会を創出することとなる以下の認証工場及び指定工場に関する規制緩和を実施する。



## 面積要件

- a. 1995年7月1日より、運輸省は、認証工場に必要な最小限の面積を削減した。その結果、普通乗用車を取り扱うための面積要件が、小型乗用車取り扱いの面積要件と同じとなった。（すなわち、以前普通乗用車に必要とされた82平方メートルが72平方メートルになった。）

## 機械・工具要件

- b. 1995年7月1日より、運輸省は、認証工場及び指定工場に必要な工具及び設備項目の数をそれぞれ、41から30に、61から44に削減した。この削減に続いて、運輸省は、残りの工具及び設備項目の数のさらなる削減の可能性を引き読み検討する。

## 整備士要件

- c. 1995年8月23日から1年以内に、運輸省は、認証工場及び指定工場に必要な整備士の数をそれぞれ、2人から1人に、3人から2人に削減する。  
（注：認証工場には依然として2人の工員が必要であるが、整備士は1人のみ必要とする。指定工場については、現行の要件では5人の工員が必要であり、そのうち3人は整備士でなければならない。この措置を実施した場合、必要な全体の工員数は5人のままであるが、整備士の必要数は2人に減じる。）

## 特定指定工場

5. 日本国の整備事業者が指定工場となる機会を増大するため、日本国政府は、1995年8月23日から18か月以内に以下の措置を実施する。
  - a. 検査施設を有することという要件を除き、指定工場となるためのその他すべての要件を満たしている認証工場は、特定指定工場となる資格を有する。特定指定工場は、「車検」のための整備を行い、他の指定工場の検査場で検査を行うことが許可される。
  - b. 特定指定工場は、協同組合を構成し共用で検査場を運営することができる。同工場は、日本国政府の低利子融資及び協同組合に対する税制上の奨励措置を受ける資格がある。

## 専門認証工場

6. 整備工場が特定の種類の作業のみを専門に行うことができるようにするため、1995年8月23日から18か月以内に、日本国政府は、道路運送車両法64条第1項に規定される「分解整備」を、分解整備検査の対象となる7つの自動車装置システムのうち1つ又はあらゆる組み合わせで実施できるよう整備工場が認証を受ける選択肢を与える。

7. 専門的な整備工場の例には、ブレーキの認証工場及びトランスミッションの認証工場を含む。どの整備作業を専門とするかは、個々の整備事業者により決められる。日本国政府は、申請者が適当な要件を満たしていれば、分解整備の定義にあるあらゆる整備作業の組み合わせに対して専門認証を与える。

8. 専門的な整備工場については、以下を要件としない。

a. 1人を超える整備士を雇用すること。

b. 整備工場が行うことを認証された分解整備を実施するために直接必要な最小限の面積を超える事業場面積を有すること。

c. 整備工場が行うことを認証された分解整備を実施するために直接必要な最小限の工具及び設備項目以外の工具及び設備項目を有すること。

d. 認証された整備作業について運輸省の検査を受けること。

#### 構造変更検査要件の緩和

9. 1995年8月23日から3ヵ月以内に、日本国政府は、道路運送車両法第67条に基づく構造等変更検査に関する要件を緩和する。あらゆる軽微な構造又は外形の変更について、日本国政府は以下の要件を廃止する。

a. 陸運支局で行われる構造等変更検査に現車を提示すること。

b. 自動車検査証を陸運支局に提示すること。

c. 重量税を納付すること。

「軽微」な構造装置の変更には、溶接又はリベット止め以外の手段により取付けられた自動車用品を含む。軽微な変更となる自動車用品には、附属書Bに掲げられるものを含む。

10. 車検に合格するための基準は、パラグラフ9.に述べられた意味の範囲内における軽微な構造変更を受けた自動車及び受けていない自動車に対して平等に適用されること。

11. 日本国政府は、構造等変更検査及び検査証の記載事項変更届出に関する要求並びに苦情の窓口を運輸省に設け、要求及び苦情があった場合には、原則として1ヵ月以内に回答するような手続を確立し公表する。回答が申立者にとって不服なものである場合、運輸省は、回答の理由を個別具体的に明示するとともに、回答の見直しを要求する機会を提供する。要求及び苦情は口頭又は文書により提出することができる。要求及び苦情が文書で提

出され、かつ、文書で回答するよう要求された場合には、運輸省は、文書により回答する。回答の見直しは、見直しの要求から原則として 1 ヶ月以内に完了することとする。要求及び苦情に関連する文書並びに資料については、申立書の合意があれば公開する。

#### 規制の変更及び外国製部品に対し無差別であることの周知

1 2. 日本国政府は、パラグラフ 3 から 11 に記述される規制の変更について周知するため、及び規制の要件を無差別に適用することを強調するため、直ちに自動車整備事業者、工員、消費者及び陸運支局に対し、積極的なキャンペーンを行う。中でも、同キャンペーンが、自動販売業者、自動車整備事業者、工員及び消費者に対し、自動車の検査及び車検又は他の規制に基づくその他の規制要件が現在も将来も外国製自動車部品又は「非純正」部品を装備した自動車を差別するものではないことを特に強調する。これに関連して、日本国政府は、車検又はその他の規制に基づく検査が外国製部品又は「非純正」部品を装備している自動車を差別しないこととする旨、国民に周知するとともに、特に、陸運支局の検査官及び運輸省に認証された整備工場に対して文書で指導する。

#### 輸入促進

1 3. 日本国政府は、外国自動車部品が日本自動車部品に適用されるのと同じ基準及び証拠に基づく「優良部品」であると推奨するように日本自動車部品協会（「JAPA」）に対し奨励する指針を与える。

1 4. 外国製自動車補修部品のアクセスを更に向上するために、通商産業省は、部品流通業者に対して以下の事項について指導するべく、業者団体を通じて傘下会員に通達を送付した。

a. 外国製部品を取り扱うときには、いかなる形の差別も行わないこと。

b. 整備事業者及び顧客に対して外国製部品を含め利用可能な選択肢を示し、そうした部品を選択する機会を顧客に与えること。

1 5. 整備事業者による部品の搬入に関し、運輸省は、整備事業者に対し以下の事項について指導するべく、業界団体を通じて傘下会員に通達を送付した。

a. 整備に使用する補修部品の選択に際しては、外国製又は日本製を問わず何ら差別的な取扱いを行わないこと。

b. 可能な場合には、顧客に対して外国製補修部品を使用する選択肢も含め、選択可能な選択肢を提示し、顧客に選択させる機会を与えること。

1 6. 日本国政府は、補修部品流通事業者の個体（JAPA、全国自動車部品商団体連合会及び

全国自動車用品工業会)及び日本自動車整備振興会連合会が、上記のパラグラフ 14.及び 15.で言及された指導に従い、以下の方針を宣言したことに留意することを喜ばしく思う。

a. 整備に使用する補修部品の選択に際しては、(内外を問わず)部品に対して無差別であること。

b. 外国製補修部品の使用を含む利用できる選択肢を顧客に提示すること。

1 7. 日本国政府は、自動車製造業者 (JAMA 及び日本自動車部品工業会の会員を含む。)が、取引のある部品販売企業及び共同部品販売企業に対して、純正品以外の部品及び外国製部品の取扱いについては、資本関係に基づく不利な差別をすることなく、原則として各社の自由であり、経営判断に委ねられる旨、また部品販売企業及び共同部品販売企業及びその顧客は、外国製部品取扱いの決定について、自動車製造業者又は部品販売企業及び共同部品販売企業との取引上の関係を懸念すべきでないことを周知徹底することに留意することを喜ばしく思う。

1 8. 上記の措置に加え、日本国政府は、自動車部品に関連するその他の可能な輸入促進措置を検討又は実施する意図を有する。なかんずく、日本国政府は、以下の措置を実施する。

a. 部品流通業者、部品販売企業及び共同部品販売企業並びに関係自動車製造業者が日本の補修部品市場における潜在的な機会に関する外国の部品供給者との接触を容易にするため、窓口を設置することを歓迎し、支持する。

b. 互換性のある外国製補修部品の適用可能車種のデータ及び整備工場が使用するための技術データのような情報を有するデータベース及び情報ネットワークの構築を支援する。データベース及び情報ネットワークが構築され、効果的に稼働するまで、日本国政府は、自社製品の情報を提供する補修部品市場における外国の自動車部品供給者の活動を関係各団の機関誌への通知の掲載、セミナーの開催等を通じて積極的に支援する。

#### 基準・認証の分野における日本国政府の手続

1. 大部分の自動車基準は、既に日米欧間で整合が図られてきているが、日本国政府は、さらなる基準の国際的な調和を達成するために積極的な役割を引き続き果たす。

2. 日本国政府は、1995年8月23日から9か月以内に、合衆国政府から提起された基準認証問題(附属書C参照)について、合衆国政府との協議により相互に満足できるよう誠実に結論に達する意図を有する。これに関連して、日本国政府は合衆国政府と基準認証専門家会合を開催する。将来、追加的な問題が提起される場合には、日本国政府は、相互に受け入れられる期限までに同様な方法により結論に達する意図を有する。

3. 日本国政府は、輸入車特別取扱制度（PHP）により輸入された自動車の検査を行うために職員を販売業者施設に派遣することにより、外国製自動車の輸入を引き続き円滑化し、外国の自動車製造業者の要求に合った適切なタイミングでこのような職員を引き続き派遣する。
4. 日本国の型式指定を取得するための外国自動車製造業者の努力を支援するため、日本国政府は、適当な場合には、当該外国の公的自動車試験機関の活用又は自動車審査担当官を当該外国の日本国大使館又は総領事館に置くことにより、日本の試験手続に従って関係国において試験を実施する可能性を検討する用意がある。これに関連して、日本国政府は、必要に応じ、予算の範囲内で運輸省の技官を在デトロイト日本国総領事館に引き続き常駐させる。

### 3. 反競争的慣行

1. 日本国政府は、自動車分野を含むすべての産業において反競争的慣行を防止し排除するとの方針を確認する。
2. 日本国政府は、日本企業が部内で独占禁止法遵守プログラムを作成し実施する自主的な努力を支持し、それらの企業から要請があれば助言を与える意思を有する。
3. 日本国政府は、公正取引委員会が 1992 年 7 月 11 日に独占禁止法の流通・取引慣行に関するガイドラインを発表したことを認識している。同ガイドラインは、自動車産業を含むすべての産業に適用されるものであり、日本の流通・取引慣行において自由で公正な競争を阻害し、独占禁止法に違反するような種類の行為を具体的に記述している。
4. 公正取引委員会は、自動車分野を含むすべての産業における反競争的慣行に取り組むため、関連するガイドラインに従って独占禁止法を効果的に執行し厳格に適用するとの方針を確認する。
5. 公正取引委員会は、1993 年 6 月に乗用車産業についての調査と自動車部品産業についての調査の結果を発表した。公正取引委員会は、独占禁止法違反を見出さなかったが、競争政策の観点から取り込まれるべき幾つかの慣行を指摘した。公正取引委員会は、これらの慣行につき取り組もうとする関連企業の真摯な努力を認識し、これらの企業が引き続きこれらの慣行につき取り組むよう注視していく。
6. 外国の自動車製造業者及び日本国の自動車販売業者を含むいかなる者も、独占禁止法違反の疑いのある行為を公正取引委員会に対し通報できる。違反の疑いのある行為は、新しく強化され拡充された公正取引委員会の情報管理室に通報することができる。独占禁止法違反の疑いがある行為は、書面又は口頭で通報できる。通報における秘密は厳守され、それらの通報及び情報を匿名で提供できる。公正取引委員会は、そのような通報又は情報

を迅速に検討し、そのような違反の疑いのある行為に取り組むために、情報の内容及び信頼度に応じて適当な措置をとる。

7. 独占禁止法の第 28 条に基づき、公正取引委員会は、独立してその職権を行使する。

## V. 本措置の実施の評価

### A. データの収集

1. 日本国政府は毎年検討するために、自動車に関する以下のデータを提供する。

- a. 日本国で販売された新外国車の台数及び金額
- b. 日本国で販売された輸出国別の新外国車の台数及び金額
- c. 日本国で販売された新外国車の製造業音別の合致
- d. 日本国の販売業者との直接フランチャイズ契約を、通じて販売された外国車の台数
- e. 日本国の自動車の海外進出工場から日本国へ輸出された新車の台数
- f. 自動車部品に関する公式輸入統計

2. 合衆国政府は、毎年検討するために以下の情報を提供する。

- a. 自動車及び自動車部品に関する公式の米国輸出統計
- b. その他関連する国、地域及び国際的な公式統計

### 客観的基準

本措置の実施状況の評価及び達成された進展の評価は、以下の定性的及び定量的基準の総合的な検討に基づいて行われる。これらの定性的及び定量的基準は 一体として考慮され、いずれの一つの基準も本措置の評価又は達成された進展の評価において決定的なものではない。これらの基準は、数値目標を構成するものではなく、むしろ枠組みの目標及び本措置の目標に向けて達成された進展を評価するために使用される。

この評価のために、日本国政府と合衆国政府は、上記のデータを含め、以下の定性的又は定量的基準に関する利用可能な、関係のある、合理的なデータ又は情報を求め、検討する。

### 自動車

## 1. 定性的基準

- a. 日本国における開かれた競争的な自動車流通制度を促進するための日本国の自動車製造業者の努力
- b. 価格、製品の多様性、納入リードタイム及びアフターサービスを含めた競争的条件により日本国で競争的製品を提供する外国の自動車製造業者の努力
- c. 独占禁止法遵守プログラムを含めた独占禁止法遵守を確保するための民間部門の活動

## 2. 定量的基準

- a. 国で販売された新外国車の台数と金額の輸出総数及びに日本国で販売された新外国車の製造業者別台数の変化
- b. 外国の自動車製造業者と日本国の販売業者との間で締結された直接フランチャイズ契約の数及び同販売業者を通じて販売された外国車の台数の変化

## 自動車部品

### 1. 定性的基準

- a. デザインイン及び供給者援助プログラム、R&Dの現地化、購入慣行の透明性を通じて供給者の販売機会を拡大する日本国における日本自動車製造業者及び海外進出工場の努力
- b. 日本国の自動車製造業者及び海外進出工場による資本系列に基づく供給者差別のない部品調達
- c. 価格、品質及び納入リードタイムに関するものを含めた競争的条件により競争的製品を提供する外国の自動車部品供給者の努力

### 2. 定量的基準

- a. 日本及び外国の公式統計並びにその他の利用可能なデータによって測定した日本国へ輸出及び日本国へ輸入された外国自動車部品の金額の変化
- b. 米国に進出している日本国の、自動車製造業者による米国において生産された自動車部品の購入及び自動車生産台数のデータを考慮した、日本国の自動車製造業者による国際化努力の一環としての現地化の程度の変化

- c. 米国に進出している日本国の自動車製造業者による米国において生産された自動車部品購入の変化

## 補修部品

### 1. 定性的基準

- a. 分解整備の定義の規制緩和、専門認証工場の基準及び補修部品市場に関する本措置の範囲内でのその他の規制緩和の状況
- b. 分解整備の定義若しくは構造等変更検査の明確化又は規制緩和についての関係者からの苦情及び要求に対する日本国政府の対応

### 2. 定量的基準

- a. 日本国において補修市場用に購入される外国製部品の売上げ及びシェアの変化
- b. 専門認証工場及び指定工場の数の変化

## 一般的定性基準

- a. 為替レートを含む市場状況
- b. 本措置のその他のすべての措置の実施

## VI. 協議

日本国政府及び合衆国政府は、本籍置 IV. B. の基準に基づいて本措置の実施状況の評価及び達成された進展を評価するために、毎年協議を行う用意がある。この年次協議は、2000 年末まで開催され、その時点で両政府は、協議を続行する必要があるかどうかを決定する。